

令和5年度 駒ヶ根市の子育て支援事業一覧表

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までの相談や支援を行う総合相談支援窓口です。	希望者	随時	保健センター	無料	子ども課	

【妊産婦・新生児・乳幼児支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
子育て等相談事業	保健師・助産師が子育て全般や母乳哺育に不安のある親子への支援をします。	希望者	随時	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
母子健康手帳交付	母子健康手帳を交付します。妊娠から出産、出生から満6歳までの母と子の心と身体の成長を記録することができます。	全妊婦	随時 (予約優先)	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
伴走型相談支援及び 出産・子育て応援交付金事業	妊娠8カ月アンケート等実施しながら妊娠期から出産・子育てまで相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊婦さんや子育て世帯等への経済的支援を一体的に実施します。  《経済的支援》 ・出産応援交付金 母子健康手帳交付時面談を受けた方に5万円を口座振替により交付します。 ・子育て応援交付金 産婦・新生児訪問時面談を受けた方に5万円を口座振替により交付します。	〈伴走型相談支援〉 全妊婦  〈出産・子育て応援交付金〉 ・出産応援交付金 母子健康手帳交付時面談を受けた妊婦 ・子育て応援交付金 妊婦・新生児訪問時面談を受けた養育者	随時	保健センターなど	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725  企画振興課 少子化対策係 内線244	
妊婦さん・産後ママ応援タクシー券	妊婦さんや産後ママが健診や買い物などに利用できるタクシー券(1枚500円)をお住いのエリアに応じて交付し、妊娠・出産時、身体に負担がかかるお母さん生活を応援します。	◆令和4年4月1日以降に新たに母子手帳の交付を受ける妊婦さん (申請後2年以上市内に居住する意思のある方)	母子健康手帳交付日から2年間		◆竜西地区24枚 ◆竜東地区148枚 ◆竜東地区272枚	企画振興課 少子化対策係  内線244	
妊婦一般健康診査受診票の発行	妊娠中の自己管理と、妊娠に伴う疾病の早期発見、早期治療のための健診です。母子健康手帳交付時に、14回分の受診票を交付しています。	全妊婦	随時	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
妊娠歯科健診受診票の発行	妊娠中の歯科疾患を早期発見し、早期治療につなげるための健診です。母子健康手帳交付時に受診票を交付しています。	全妊婦	随時	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
母親学級 パパママ教室	妊娠全期・産褥期の健康づくりや、妊娠・出産・育児等に係る不安の緩和、子育て準備のための保健指導を行います。	妊婦とその家族	1回/月	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
新生児聴覚検査費用補助事業	新生児の聴覚検査の費用を助成します。新生児聴覚検査は出生後の間もない時期に赤ちゃんの難聴の有無を発見するための検査です。	新生児	随時	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
産婦及び新生児訪問	保健師や助産師が新生児のいるお宅を訪問し、産後の心身の回復状況や、子どもの発育状況について把握し、支援します。	生後～2カ月前後	随時	対象者宅	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
産後ケア事業 産後サポート事業	産後の母の育児不安等への支援が必要な方を対象にサポートします。  ①産後ケア(宿泊型) ②産後ケア(日帰り型) ③育児・母乳等相談券	①②生後1年未満の児をもつ産婦 ③1歳6カ月までの児とその母親	随時	市と委託契約した産科医療機関や助産所	①②費用の約7割を補助 ③1回2,000円×5枚補助	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
乳児一般健康診査支援事業	子どもの健康を保持増進するための健診です。出生届時に受診票を交付します。	1カ月	随時	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
産婦健診支援事業	産婦さんの健康を保持するための健診です。産後2週間と1ヶ月健診の費用を助成します。	産後2週間及び1カ月	随時	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
乳幼児健診	母子保健法に基づき乳幼児の健康診査を実施します。心身の発育・発達の上で援助が必要な子どもの早期発見・早期支援を行います。	◆満3カ月 ◆満9カ月 ◆満1歳6カ月 ◆満3歳	毎月	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
乳幼児相談	母子保健法に基づく乳幼児の健康相談を実施します。心身の発育・発達の上で援助が必要な子どもの早期発見・早期支援を行います。	◆満6カ月 ◆満12カ月 ◆満2歳3カ月	毎月	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
5歳児すこやか園訪問	セラピスト・保健師・教育相談員が保育園・幼稚園に訪問し、子どもの成長発達や就学等への相談につながる機会とします。	年中児	各園年1回	市内保育園 幼稚園	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
予防接種	予防接種法・結核予防法に基づく予防接種を行います。 ◆4種混合 ◆2種混合 ◆BCG ◆日本脳炎 ◆麻しん風しん ◆子宮頸がんワクチン ◆ヒブワクチン ◆小児用肺炎球菌ワクチン ◆水痘 ◆B型肝炎 ◆ロタウイルスワクチン	対象者	随時	市が委託する 医療機関	対象者は 無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
フッ素塗布事業	3歳からの虫歯予防事業。フッ素塗布と正しい歯磨き指導を行います。	保育園・幼稚園児 希望者	年1回 ※各園ごと	各保育園・ 幼稚園	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
ブックスタート	絵本の紹介、図書館の利用案内を行います。全員に絵本を1冊プレゼントします。	6カ月	育児相談日	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725 市立図書館 ☎0265-83-1134	
セカンドブック	本の紹介と読み聞かせを行います。全員に絵本を1冊プレゼントします。	2歳3カ月	育児相談日	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725 市立図書館 ☎0265-83-1134	
サードブック	小学校入学時に絵本を1冊プレゼントします	小学校入学時			無料	市立図書館 ☎0265-83-1134	
ハッピーママサポート (養育支援訪問事業)	妊娠・出産のため、育児・家事等が困難となる家庭にヘルパーを派遣し、妊娠・出産による負担を軽減します。	妊婦および 出産又は出産後に 退院した日から 90日以内の産婦	午前8時30分～ 午後5時30分、 1日1回、 一世帯40時間を 限度とします。 (要予約)	各家庭	300円/時	子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	初めてご利用のご家庭は、1回(2時間)の利用料金を市が負担します

### 【子ども・家庭相談】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
家庭児童相談	性格や行動、心身の発達・障がい、家庭環境、虐待などの子どもに関する相談を受け付けます。必要な場合は、児童相談所等関係機関へつなげます。	0～18歳までの子ども 及び保護者	随時	子ども課 相談室	無料	子ども課 子育て 家庭教育係 内線715	
教育相談	いじめや不登校、就学に関する悩みなど教育に関する相談を受け付けます。	保育園・幼稚園児、 小中高生、保護者 及び担任等	随時	子ども課 相談室	無料	子ども課 学校教育係 内線712	
巡回相談	保育カウンセラーや作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士が保育園・幼稚園、学校等を回り、子どもの養育や療育に関する相談を受け付けます。	保育園・幼稚園 小学生、保護者 及び担任等	随時	各保育園・ 幼稚園・ 学校等	無料	子ども課 子育て 家庭教育係 内線715 母子保健係 ☎0265-96-7725	
母子・父子相談	ひとり親家庭や寡婦の皆様が抱えている悩み事相談を受け付けます。	母子・父子・寡婦 家庭の母及び父	随時	福祉課 相談室	無料	福祉課 社会福祉係 内線313	
児童発達支援施設 つくし園	支援が必要な子どもへの療育や、保護者に対する支援を実施します。 ◆母子通園(乳幼児) ◆単独通園(幼児) ◆くれよんくらぶ(園児) ◆トムソーヤくらぶ(学童) また、発達障がいに関する勉強会や情報交換、ペアレントトレーニング、専門職による子育ての相談等を実施します。	【つくし園】 児童発達支援または 放課後等デイサービス 利用のための障害福祉 サービス受給者証を 持っている人 【ペアレントトレーニング】 保育園・幼稚園の 保護者のうち希望者 【療育相談】 子育てに心配のある お子さんとその家族 (小学生まで)	【母子通園・ 単独通園】 月～金曜日 【くれよんくらぶ・ トムソーヤくらぶ】 月2～3回 【ペアレント トレーニング】 全6回(6～11月) 【療育相談】 月1回(9回/年) (予約制)	児童発達支援施設 つくし園	福祉サービスによる利用料がかかります。(保護者一割負担) 園児(年少～年長)は無料(給食・おやつは実費負担) 【ペアレント トレーニング ・療育相談】 無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725 つくし園 ☎0265-82-4012	
	タイムケア事業	福祉課で発行する登録証を所持している人	月～土曜日		年300時間 まで無料		

【保育園・幼稚園】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
公立保育園・幼稚園の運営	各園の運営を行っています。	保育園・幼稚園児	月～金曜日 (土曜日は 拠点保育)	◆北割保育園 ◆美須津保育園 ◆赤穂保育園 ◆飯坂保育園 ◆経塚保育園 ◆すずらん保育園 ◆中沢保育園 ◆東伊那保育園 ◆赤穂南幼稚園 ◆下平幼稚園	副食費	子ども課 幼児教育係 内線718	
長時間保育	延長保育です。 【保育時間、保育園・幼稚園名】 ◆午前7時～午後7時 (赤穂・飯坂・経塚・すずらん・ 美須津・桜ヶ丘・福岡) ◆午前8時～午後6時 (北割・中沢・東伊那・赤穂南・下平)	保育園・幼稚園児	月～金曜日	保育園・幼稚園	◆早朝7時から: 1,200円 ◆延長6時まで: 5,000円 ◆延長7時まで: 7,500円 ◆利用10日以上 母子等減免あり	子ども課 幼児教育係 内線718  申し込みは 各保育園・ 幼稚園	
未満児保育 乳児保育	生後8カ月以降で保育が必要な 乳幼児の保育を実施します。	家庭の都合で昼間 保育できない乳幼児	月～金曜日 土曜日午前中	◆未満児保育 (全保育園10園)  ◆乳児保育 (経塚・桜ヶ丘・福岡)	保育料	子ども課 幼児教育係 内線718	
保育料軽減	国の基準に対し保育料の軽減をします。	保育園・幼稚園児	—	—	—	子ども課 幼児教育係 内線718	
キッズわくわく事業	市内の豊かな自然を活かし、親子で 自然宿泊体験活動等を行います。	保育園・幼稚園児と その保護者	各園ごと実施	各園ごと 実施場所決定	必要に応じて	子ども課 幼児教育係 内線718	

【家庭子育て支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
地域子育て 支援センター	育児相談を受けたり、子育て情報の 収集と発信、子育てサークルの育成と 支援をします。 「きつずらんど」「まあるくなあれ♪」の 企画運営をします。	主に0～3歳の乳幼児 及び 未就園児とその保護者	◆月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時	経塚保育園内 子育て 支援センター		子ども課 幼児教育係 内線718  子育て 支援センター ☎0265- 83-2096	
子育て交流支援室 きつずらんど	遊び場の提供をし、親子の関わり方 についての支援を行います。 また子育て相談やお話の読み聞かせ 親子リズム体操、食事相談なども 行います。	主に0～3歳の乳幼児 及び 未就園児とその保護者	◆月～土曜日 午前9時30分 ～午後4時  ◆日、祝日、 年末年始、 お盆休館	駒ヶ根駅前ビル アルパ3階	◆月登録料: 100円 ◆年間登録料: 600円	子ども課 幼児教育係 内線718  きつずらんど ☎0265- 82-6011	市民は母子手帳を 持参すると1家庭 1回無料で利用 できます。 つれてってカード 利用は半額補助を 行います。
子育てひろば まあるくなあれ♪	親子で気軽に遊べる屋内の遊び場 です。飲食もでき、常駐のスタッフが 子育ての相談にもります。	主に0～3歳の乳幼児 及び 未就園児とその保護者	◆月～金曜日 午前9時30分 ～午後4時  ◆土・日、祝日、 年末年始、 お盆休館	経塚保育園内 子育て 支援センター	◆月登録料: 100円 ◆年間登録料: 600円	子ども課 幼児教育係 内線718  まあるくなあれ♪ ☎0265- 81-5112	市民は母子手帳を 持参すると1家庭 1回無料で利用 できます。
子育て支援拠点 ゆりかご あそびのもり	親子で気軽に遊べる屋内の遊び場 です。飲食もでき、常駐のスタッフが 子育ての相談にもります。	3歳未満の子どもと その保護者	◆月・火・水・金曜日 午前9時～午後3時  ◆木・土曜日 午前9時～正午	子育て支援拠点 ゆりかご  あそびのもり	◆登録料: 500円 ◆月額: 200円	子育て支援拠点 ゆりかご あそびのもり ☎0265- 82-1131	
運動遊びの広場	天候に左右されず子どもが自由に 遊びを考え、身体を動かせる運動 遊びの広場を開設します。	◆小学生以下の子どもと 一緒に保護者 ◆小学生以下の子ども	5月9日～10月31日 ◆火曜日 午前9時～正午 ◆水曜日 午後1～5時 ◆金曜日 午前9～正午 (7月25日～8月29日 の火曜日・金曜日は、 午前9時～午後5時)	アルプスドーム	無料	企画振興課 少子化対策係 内線244  社会教育課 スポーツ振興係 内線723	

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
ファミリーサポート事業 (一時預かり)	緊急又は一時的に家庭で保育が困難になった子を、時間単位でお預かりします。	市内在住または市内に里帰り中の未就園児 (生後8カ月以上)	◆月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ◆土曜日 午前8時30分～正午 (要予約)	経塚保育園内 子育て支援センター	400円/時間	子ども課 幼児教育係 内線718  子育て支援センター ☎0265-83-2096	昼食は200円で注文できます。 (1歳から要相談)
一時預かり	緊急又は一時的に家庭で保育が困難になった子を、時間単位でお預かりします。	未就園児 (1歳以上)	◆月～金曜日 午前8時30分～午後5時	私立福岡保育園	400円/時間	子ども課 幼児教育係 内線718  私立福岡保育園 ☎0265-83-2057	昼食は200円で注文できます。
一時預かり	緊急又は一時的に家庭で保育が困難になった子を、時間単位でお預かりします。	8カ月未満乳幼児	◆月・火・水・金曜日 午前9時～午後3時 ◆木・土曜日 午前9時～正午	子育て支援拠点 ゆりかご  あそびのもり	700円/時間	子ども課 幼児教育係 内線718  子育て支援拠点 ゆりかご あそびのもり ☎0265-82-1131	
ファミリーサポートセンター事業	託児や送迎など、子育てのお手伝いをするサポーターををご紹介します。	小学生位までの児童がいる家庭 (サポーターは20歳以上)	【申込み】 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 【託児時間】 サポーターが対応できる時間帯	お子さんの自宅 サポーターの自宅 公共施設など	600円/時間  休日・早朝・深夜料金等あり	子ども課 子育て家庭教育係 内線716	利用料1時間あたり300円を市が負担します
タイムケア事業	障がい児をタイムケア事業登録者が、時間単位でお預かりします。	◆障害者手帳を持つ方 ◆特別児童扶養手当を受給されている方 ◆診断書によって障がい児であると診断された方	事業登録者との相談による	事業登録者の家 または事業所	本人負担無し。 ただし、飲食代、送迎代等実費負担あり	福祉課 障がい福祉係 内線315	年間300時間
きつづけあサポート事業 (病児・病後児保育事業)	病気の治療中又は回復期にあり、集団保育及び保護者の就労等の都合により、家庭で育児を行なうことが困難な児童を、適切な処遇が確保される施設において一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援します。	1歳から 小学3年生まで	<すずらん病児保育室> ◆月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分  <おひさまハウス> ◆月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 ◆土曜日 午前8時30分～午後0時30分	医療法人すずらん すずらん病児保育室  のどかクリニック 病児・病後児保育室 おひさまハウス	1,000円/日  市内保育園・幼稚園に在籍している場合は無料。	子ども課 幼児教育係 内線718  すずらん病児保育室 ☎0265-83-7433  おひさまハウス ☎070-4708-0130	事前登録及び前日までに予約が必要です。 利用にあたり、医師連絡表が必要です。
ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	保護者が病気や出産、親族の介護、仕事などで児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等でお預かりします。	18歳未満	7日間を限度とする	たかずやの里 風越乳児院 慈恵園 うずまきファミリー	所得に応じて1泊5,350円以下	子ども課 子育て家庭教育係 内線716	初めてご利用のご家庭は、初回(1泊)の利用料金を市が負担します
ウエルカムきつづけ (園開放)	市内の保育園・幼稚園を開放します。未就園児の親子が外へ出るきっかけとして、保育園・幼稚園での生活体験又は入所希望園の決定の参考になります。親子の遊び方、ふれあい方の学習の場にもなります。	未就園児	毎月	保育園・幼稚園	無料	子ども課 幼児教育係 内線718  市内各保育園・幼稚園	
おやこ学級	外遊び、体操、工作など、季節に合わせた活動を行います。子どもと一緒に友達づくりに出かけてみませんか。	0～3歳のお子さんとその保護者	月1回 ◆3歳 (第1火曜日) ◆1・2歳 (第3火曜日) 午前9時30分～11時30分	赤穂公民館	年会費あり  お子さん1人につき1,000円	赤穂公民館  ☎0265-83-4060	
パパとあそんじゃお!	パパと子どもの講座です。お父さんならではの遊び方で、今しかないこの時間を大切にお子さんと楽しく過ごしましょう。	申込時1歳～2歳のお子さんとお父さん	前期3回(6月～8月) 後期3回(10月～12月) 月1回土曜日 午前10時～11時	赤穂公民館	無料	赤穂公民館  ☎0265-83-4060	
親子リトミック教室	リズムを使って、音楽を体で感じ、想像力や表現力を養いましょう。親子で一緒に心と体をリフレッシュ!	今年度1歳、2歳になる子どもと保護者	毎月第3金曜日 午前10時～11時	赤穂公民館	材料費あり  お子さん1人につき200円	赤穂公民館  ☎0265-83-4060	
ぴよんぴよんキッズ	親子で一緒に遊びながら運動能力を高めます。お子さんと一緒にはじめての成長を楽しみましょう。	今年度3歳になるお子さんと保護者	前期5回(6月～10月) 後期3回(11月～3月) 原則毎月第1金曜日	赤穂公民館	無料	赤穂公民館  ☎0265-83-4060	

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
親子のひろば	野外遊び、室内遊び、親子工作、流しソーメン、さつま芋の収穫からの焼きもなど、中沢ならではの体験が盛りだくさんです。	未就園児とその保護者	5～12月 (8月除く) 毎月1回(木曜日) 午前10時～ 11時30分頃	中沢公民館	年会費 1,000円	中沢公民館 ☎0265- 83-5125	
親子で楽しむ教室	季節の行事や屋外での遊びを取り入れながら、親子が交流を深めます。	未就園児とその保護者 パンダ組(1.2歳児) 小パンダ組(0歳児)	毎月1回 (水曜午前中)	東伊那公民館	年会費 1,000円	東伊那公民館 ☎0265- 82-4664	
ながの子育て家庭 優待パスポート事業	妊婦又は18歳未満の子どもが1人以上いる世帯にパスポートカードを交付し、各世帯は協賛店舗で割引等の子育て支援サービスを受けることができます。	妊婦又は 18歳未満が1人以上 いる世帯	随時	全国協賛店舗	無料	子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	
多子世帯応援 プレミアムパスポート	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯にパスポートカードを交付し、各世帯は協賛店舗で割引等の子育て支援サービスを受けることができます。	18歳未満の子どもが 3人以上いる世帯	随時	県内協賛店舗	無料	子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	

#### 【子育てサークル活動】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
協働のまちづくり 支援補助	未就園児童を抱える保護者同士の自主的な「子育てサークル」の運営について支援を行います。	子育てサークル団体を 設立する者	随時	子ども課で 申請して ください。		子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	お気軽にご相談 ください。

#### 【地域子育て支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
子どもの 居場所づくり事業	いきいき交流センター等を利用した子どもの居場所づくりを実施します。	幼児・小学生	それぞれ定める日 (毎月1～4回程度)	市内1カ所	無料	子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	
子育てサークルへの 専門職派遣事業 (子育てサロン)	希望する子育てサークルに対し、保健師・助産師を派遣し、母子の健康相談や育児相談を実施。	おおむね0～3歳の 親子	随時	各地区	無料	子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	
青少年健全育成事業	各地区の青少年育成委員会を中心として、健全な社会環境づくりや地区子ども会活動推進を行います。	各地区	随時			社会教育課 生涯学習係 内線722	
地区子ども会活動 推進事業交付金	地区子ども会組織づくり及び活動推進のために交付金を交付します。	各地区				社会教育課 生涯学習係 内線722	均等割 5,000円+世帯割額
ジュニアリーダー 研修会	地区子ども会活性化、子どもの体験活動促進のため、公募及び地区からの推薦によるジュニアリーダーに対し、年10回程度の研修を行います。	◆ジュニアリーダー： 小学校3～6年生 ◆シニアリーダー： 中学生以上			無料 (一部自己負担 あり)	社会教育課 生涯学習係 内線722	

#### 【放課後児童対策】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
子ども交流センター	保護者が労働等により昼間家にいない小学生へ放課後及び長期休業中の生活の場を提供します。	市内在住の学童	◆平日の午後 (年末年始、 お盆休館あり) ◆土曜日 (三和森のみ 拠点開館)	◆すずらん子ども 交流センター ◆三和森子ども 交流センター ◆赤穂東子ども 交流センター ◆みなみ子ども 交流センター	◆年額 12,000円 ◆1回100円 ◆1日開館日 300円	子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	
中沢・東伊那 子どもクラブ	公民館・図書館分館を利用しながら、放課後児童の安心・安全な居場所を提供します。指導員1名以上を配置しています。	市内在住の学童	◆平日の 午後3～6時 (年末年始、 お盆休館あり) ◆土曜日 拠点開館	◆中沢公民館 ◆東伊那公民館	◆平日：無料 ◆長期休暇、 計画休業日： 1回100円	子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	

【子育て講座・教室】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
離乳食教室	離乳食調理の見学。 離乳食の進め方・作り方・献立などについての相談に栄養士が対応します。	希望者	毎月1回	保健センター	無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
子育てサポーター養成講座	子どもを預かるために必要な基本的な知識や技術を学び、ファミリーサポートセンター事業の担い手となるサポーターを養成します。	20歳以上の方	6月7日 ～ 7月28日 全7回	保健センター	テキスト代 2,619円	子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	
プレーパーク	子どもたちが自分たちのやってみたいと思うことに挑戦できる場所です。大人たちが材料や環境を用意し、子どもたちの「やってみよう」を応援します。	園児～小学生とその保護者	決まり次第 お知らせします。	駒ヶ根高原 砂防フィールド ミュージアム	無料	子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	
いい育児の日 関連イベント	いい育児の日(家族の週間)に関連した親子が楽しめるイベントの開催をします。  フリーマーケット等を併せたイベントを年2回開催予定	どなたでも	①5月30日  ②11月19日	①駒ヶ根文化 センター周辺  ②北の原公園 みんなの広場	無料	子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	
子ども女性 囲碁講座	初めてでも講師の先生が優しく教えてくださいます。子どもも女性も楽しみながら囲碁を学べます。	子ども 女性	毎週土曜日 午前9時30分 ～ 11時30分	赤穂公民館	無料	赤穂公民館  ☎0265-83-4060	
中沢囲碁教室	囲碁を通してコミュニケーションをとったりすることで、頭の体操、心の体操になります。 中沢区出身のプロ棋士下島さんも通っていた教室です。	小学生～一般	毎月2回 偶数週水曜日 午後3時30分 ～ 5時	中沢公民館	無料	中沢公民館  ☎0265-83-5125	
囲碁・将棋教室	ひとつの教室で囲碁も将棋も学べます。集中力を高め、仲間とのコミュニケーションを深めます。	小学生～大人	毎月2回金曜日 午後4時～	東伊那公民館	無料	東伊那公民館  ☎0265-82-4664	
小学生書道教室	書道の基礎を学びます。字の上達はもちろん集中力の向上や考える力を身につけます。	小学3～6年生	毎月2回火曜日 午後4時～	東伊那公民館	無料	東伊那公民館  ☎0265-82-4664	
親子文庫	お母さんたちが交代で、紙芝居や絵本の楽しさを教えてくれます。夏休みやクリスマスには楽しいイベントも行います。	東伊那区の園児・ 小学生とその保護者	5月～翌年3月	東伊那公民館	内容によって 材料費	東伊那公民館  ☎0265-82-4664	
わくわく道場	『遊び』『製作』『料理』『発表』 色々な体験をします。 そんな中から学びます。	小学3～6年生	毎月1回水曜日 午後3時半～	東伊那公民館	内容によって 材料費	東伊那公民館  ☎0265-82-4664	
小学生 夏休み子ども講座	地域の方を先生に たくさんのお話を体験し、 充実した夏休みにしましょう。	市内小学生	7月26日～7月29日  7月31日～8月3日	赤穂公民館	材料費等	赤穂公民館  ☎0265-83-4060	
夏休み企画	折り紙、モルック、気象の学習、プログラミングなど、いろいろな体験や経験ができます。 一部講座は、地元の方が講師となります。	市内小学生	7月下旬 ～ 8月上旬	東伊那公民館	材料費等	東伊那公民館  ☎0265-82-4664	

【要支援児童生徒支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
特別支援教育就学奨励費支給制度	経済的負担を軽減するために、その負担能力に応じ、必要な経費の一部を援助します。	特別支援学級に在学する児童または生徒の保護者（制限あり）	支給月 12月 2月			子ども課 学校教育係 内線712	各学校を通じて申請
就学援助制度	経済的に困りの児童・生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。	生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困難であると認定された人 など	申請期間 4月から 5月中旬頃			子ども課 学校教育係 内線712	各学校を通じて申請
施設入所児童関係	児童養護施設等に入所が必要な児童に関する手続きを行います。夏季施設訪問をします。	児童福祉施設入所児童	随時 年2回	各児童養護施設		子ども課 子育て 家庭教育係 内線716	

【母子・父子家庭支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
通学交通費助成	母子父子及び生活保護家庭で学校教育法第1条に規定する高等学校又は、同法124条に規定する専修学校に通学する生徒の保護者の負担の軽減を図るため、補助金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆母子父子又は生活保護家庭</li> <li>◆児童扶養手当又は生活保護費受給家庭</li> <li>◆自宅から高等学校等までの距離が片道6km以上</li> </ul>	2月			福祉課 母子父子 自立支援員 内線313	通学定期券の額の1/3以内 生徒一人につき 月額5,000円限度
母子寡婦福祉資金 利子補給	母子・父子・寡婦家庭の生活の安定を図るため、県が貸付を行う母子・父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を受けた者に対し、利子補給を行います。	母子・父子・寡婦家庭	3月			福祉課 母子父子 自立支援員 内線313	利子支払総額の2/3以内
母子父子寡婦 福祉資金	母子家庭の母、父子家庭の父、並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金をお貸しする制度です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童(20歳未満)を扶養しているひとり親又はその児童</li> <li>◆寡婦、40歳以上の配偶者のない女性(婚姻したことのない方は含まれません)</li> </ul> <p>※資金により対象者が異なります</p>				福祉課 母子父子 自立支援員 内線313	保証人が必要等、条件あり。事前にご相談ください。
高等職業訓練促進 給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父で、看護師や保育士などの資格取得を目指すために1年以上(令和4年度に限り6ヶ月以上)養成機関へ修業している方を対象に、生活の負担の軽減を図るため、「高等職業訓練促進給付金」を支給します。また、修学期間の修了後支援金を支給します。  【対象資格】 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、等	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方が対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準にある方</li> <li>◆1年以上(令和5年度に限り6ヶ月以上)養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方</li> <li>◆就業または育児と修業の両立が困難であること</li> </ul>	【支給期間】 修業する期間 (上限4年)			福祉課 母子父子 自立支援員 内線313	養成機関へ入学する前に必ずご相談ください。
自立支援教育訓練 給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父で、給付を受けようとする者の就業経験等から、受講する教育訓練が就労のために有効であると認められる方を対象に、生活の負担の軽減を図るため「自立支援教育訓練給付金」を支給します。また、修学期間の修了後支援金を支給します。  【対象資格】 経理事務、社会福祉士、看護師等	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件を満たす方が対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準にある方</li> </ul>	【支給期間】 修業年数 (上限4年)			福祉課 母子父子 自立支援員 内線313	養成機関へ入学する前に必ずご相談ください。

【手当支給事業】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
赤ちゃん育児ライフ応援事業	出生時に、赤ちゃんの誕生をお祝いし、子育て世帯の育児生活を応援します。	令和3年4月2日から令和6年4月1日までに生まれ、駒ヶ根市に住民登録した満1歳未満の赤ちゃんと同一世帯の方  (転入の場合は、令和6年4月30日までに転入した赤ちゃんに限ります)			新生児1人当たり50000円分の「つれてってプリペイドカード」を発行	企画振興課 少子化対策係  内線244	
児童手当支給事業	次世代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するために手当を支給します。 【支給額】子ども1人につき ◆3歳未満：一律15,000円 ◆3歳以上小学校終了前：10,000円(第3子以降は15,000円) ◆中学生：一律10,000円 ◆特例給付(所得限度額超過者)：5,000円  所得が上限額以上の場合には支給されません。 令和4年10月支給分(6月分)より適用。	中学校修了前までの子どもを養育している方に支給	【手当支給月】 ◆6月 ◆10月 ◆2月			市民課 市民係  内線329	
児童扶養手当事業	父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進をはかることを目的に手当を支給します。  【手当月額】 所得に応じ 44,140円～10,410円  【加算月額】 ◆第2子：所得に応じ 10,420円～5,210円 ◆第3子以降1人につき：所得に応じ 6,250円～3,130円  所得が限度額以上の場合には支給されません。 毎年所得の見直しにより、手当月額が決まります。 手当の受給開始から5年を経過する方は毎年適用除外届書の提出が必要です。	次の要件にあてはまる児童を養育している父又は母や、父母にかわってその児童と同居し、養育している人。 なお、児童が18歳に達した場合で、心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで申請により手当が受けられます。  ◆父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童 ◆父又は母が死亡した児童 ◆父又は母が重度の障がいの状態(国民年金の障害等級1級程度)にある児童 ◆父又は母の生死が明らかでない児童 ◆父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ◆父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ◆母が婚姻によらないで生まれた児童 ◆父又は母がDV保護命令を受けた児童	【手当支給月】 ◆奇数月			福祉課 社会福祉係  内線313	
特別児童扶養手当事業	精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当を支給します。住所地の市町村の窓口で請求手続きをし、県知事の認定を受けることにより手当が支給されます。所得制限があり、毎年所得状況調査を行います。  【手当月額】 ◆1級：53,700円 ◆2級：35,760円	手当を受けることができる人は、精神や身体に一定の障がいのある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人です。	【手当支給月】 ◆4月 ◆8月 ◆11月			福祉課 障がい福祉係  内線315	県より支給
障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に、その負担の軽減を図ることを目的に手当を支給します。所得制限があり、毎年所得状況調査を行います。  【手当月額】 15,220円	身体、療育、精神のいずれかの障害者手帳を持っていて、おおむね座っていることが困難、または同程度の状態にある人。	【支給月】 ◆5月 ◆8月 ◆11月 ◆2月			福祉課 障がい福祉係  内線315	
小学校通学カバン贈呈事業	小学校入学時に、子ども達の成長にふるさどがいつも寄り添っていることを感じられるツールになることを願って、令和5年度小学校入学児童から通学カバンを贈ります。	令和5年度 小学校入学児童から				企画振興課 少子化対策係  内線244	



【医療支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
子ども医療費支給事業		0歳～18歳年度末までの子ども (所得制限なし)					
母子医療費支給事業	福祉の向上と子育て支援に寄与するため、医療費による経済的負担を軽減し、健康で安心した生活ができるよう、受給者証を提示すれば自己負担無料で保険診療を受けることができます。ただし、18歳年度末の翌日以降の受給者には、保険診療分の費用から1レセプト当たり500円を除いた額を償還払いにより支給します。	①母子家庭で18歳年度末までの子どもを扶養している母とその子ども ②父母以外の方に扶養されている18歳年度末の子ども (所得制限あり)	原則、診療月の2カ月後に給付	医療機関の窓口で受給者証を提示して受診してください。ただし、県外で受診された場合は、申請書と領収書の原本を提出してください。	自己負担無料  (18歳年度末の翌日以降の受給者は1レセプト当たり500円)	市民課 国保医療係  内線322	
父子医療費支給事業	(注) ◆保険外診療分や食事代等は対象外となります。  ※精神障害者保健福祉手帳で認定となる18歳年度末の翌日以降の方は外来のみ対象となります。	父子家庭で18歳年度末までの子どもを扶養している父とその子ども (所得制限あり)					
心身障がい者医療費支給事業		身障手帳1～4級・療育手帳A1～B2・精神障害者保健福祉手帳1～3級の手帳をお持ちの方 (年度末年齢が19歳以上の人は所得制限あり)					
未熟児養育医療	養育医療費を給付	出生時の体重が2,000g以下またはその他の理由により指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた場合。		医療機関の窓口で養育医療券を提示してください。		子ども課 母子保健係  ☎0265-96-7725	
不妊治療費助成事業 (ほほえみ支援事業)	不妊治療を行っている夫婦の経済的負担軽減を図り、治療費に要する医療費の一部を助成します。助成金の額は、不妊治療の要した医療費の自己負担額から国の制度および県要綱に基づく助成金並びに医療保険の規定に基づき給付を受けることができる額を控除した額の2分の1以内とし、20万円を限度とします。	不妊治療を受けている方 (不育症含む)	夫婦を単位として1年度当たり1回を限度とし、通算して5年度に限り申請可	保健センター(駒ヶ根市不妊治療費助成金交付申請書を提出してください。)		子ども課 母子保健係  ☎0265-96-7725	

【学校運営】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
小学校運営	市内5校の運営と児童のための教育振興事業を行っています。	小学校児童		◆赤穂小学校 ◆赤穂南小学校 ◆赤穂東小学校 ◆中沢小学校 ◆東伊那小学校		子ども課 学校教育係  内線711	
中学校運営	市内2校の運営と生徒のための教育振興事業を行っています。	中学校生徒		◆赤穂中学校 ◆東中学校		子ども課 学校教育係  内線711	
給食センター運営	市内3つの給食センターの運営を行っています。	小中学校		◆赤穂学校 給食センター ◆赤穂南学校 給食センター ◆竜東学校 給食センター		子ども課 学校教育係  内線711	